

R6改定前の見出し（旧）	方針	R6改定後の見出し（新）	方針
1. 各サービス共通事項		1. 各サービス共通事項	
(1) 新たに介護が必要になった場合の要介護認定の取扱い		(1) 避難先市町村における要介護認定等の事務の取扱いについて	
(2) 避難所や避難先の家庭等において居宅サービスを提供した場合	⇒新1(4)に移動	(2) 一時的に他の介護保険施設や医療機関等に避難している利用者に対する請求方法について	⇒旧1(3)から移動
(3) 被災等のために介護保険施設等の入所者が、一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合	⇒新1(2)に移動	(3) 利用者負担や居住等に係る費用等の取扱いについて	⇒能登事務連絡(1/12)から新設
(4) やむを得ない理由により、避難者を居室以外の場所で処遇した場合	⇒新1(5)に移動	(4) 避難所等において居宅サービスを提供した場合について	⇒旧1(1)から移動
(5) 認知症専門ケア加算の算定要件について	⇒新1(6)に統合	(5) 避難者を介護保険施設等の居室以外の場所で処遇した場合について	⇒旧1(4)から移動
(6) サービス提供体制強化加算の算定要件について	⇒新1(6)に統合	(6) 事業所等の人員基準等を満たすことができなくなった場合について ① 職員の数・構成等が変動した場合 ② 利用者の数・構成等が変動した場合	⇒旧 1(5),(6),(7),2(1),(4),(5),(6),(11)を 統合
(7) サービス事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の算定要件に係る人員基準を満たすことができなくなる場合	⇒新1(6)に統合	(7) 事業所等の設備基準を満たすことができなくなった場合について	⇒旧2(11)を発展させて新設
(8) 被災したことにより賃金改善実施期間内の処遇改善が困難な場合における処遇改善加算等（介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算相当の事業を実施している場合を含む。）の取扱いについて	⇒新1(12)に移動	(8) 事業所等の運営基準を満たすことができなくなった場合について	⇒旧2(11)を発展させて新設
		(9) 変更の届出について	⇒能登事務連絡(1/5)から新設
		(10) 月額包括報酬サービスの日割り計算について	⇒旧2(3)から移動
		(11) ADL維持等加算について	⇒能登事務連絡(1/4)から新設
		(12) 介護職員等処遇改善加算の取扱いについて	⇒旧1(8)から移動

2. サービス種別	2. サービス類型別の事項
(1) 訪問介護 - 特定事業所加算（会議・報告・有資格者・利用者）、訪問介護員の資格要件	(1) 訪問介護 - 訪問介護員の資格要件
(2) 通所介護・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護 - 入浴介助加算	(2) 通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・地域密着型通所介護・療養通所介護 - 入浴介助加算
(3) 介護予防通所リハビリテーション - 日割り計算	(3) 療養通所介護・（看護）（介護予防）小規模多機能型居宅介護 - サービス提供過少減算
(4) 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション - 移行支援加算	(4) （介護予防）短期入所生活介護 - 長期利用減算
(5) 通所介護・通所リハビリテーション - 中重度者ケア体制加算	(5) （介護予防）福祉用具貸与 - 破損又は滅却した場合の再度の貸与
(6) 介護予防通所リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・通所型サービス（総合事業） - 事業所評価加算	(6) 特定（介護予防）福祉用具販売 - 破損又は滅却した場合の再度の販売
(7) 短期入所生活介護 - 長期利用減算	(7) 居宅介護支援 - 通減制の緩和、訪問できない場合の扱い、特定事業所集中減算
(8) （介護予防）福祉用具貸与 - 破損又は滅却した場合の再度の貸与	(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護 - 総合マネジメント加算
(9) 特定（介護予防）福祉用具販売 - 破損又は滅却した場合の再度の販売	(9) 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護
(10) 居宅介護支援 - 通減制の緩和、訪問できない場合の扱い、特定事業所集中減算	
(11) 介護保険施設 - 請求区分の柔軟化、施設基準の柔軟化	

（今回の修正点）※主なもの。その他、軽微な文言修正も多数。

- ・1(3)…新設（※能登半島地震ではR6.1.12「令和6年能登半島地震により被災した施設の入所者の受入れに係る利用料等の取扱いについて」で追加した内容。）
- ・1(6)…職員数・利用者数に関する緩和内容をまとめて記載（※従来、共通事項・サービス別事項にバラバラと分かれていた同様の記載は全て削除。）
- ・1(7)・1(8)…新設（※従来は明確に例示していなかったもの。）
- ・1(10)…月額包括報酬サービスの日割り計算について明記（※従来は予防通所リハしか記載がなかったもの。今回、月額包括報酬の全サービスを列挙。）
- ・2(3)…サービス提供が過少である場合の減算について追記

凡例：移動、統合、新設